令和４年２月21日

一般社団法人広島県資源循環協会　代表理事　様

広島県環境県民局長

〒730-8511広島市中区基町10-52

産業廃棄物対策課

「まん延防止等重点措置」の実施期間の再延長に伴う新型コロナ

感染拡大防止のための集中対策について（依頼）

平素から，県の廃棄物行政に御理解・御協力をいただき，厚くお礼を申し上げます。

本県では，１月７日から「まん延防止等重点措置の適用に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中対策」に取り組んだ結果，感染の急拡大が続く状態を回避することができましたが，感染再拡大を防ぎ，一般医療と両立可能な範囲での病床運用が可能な感染レベルまで減少させる必要があることから，集中対策期間を３月６日まで延長することとし，従前の対策を一部緩和して，集中対策に取り組むことを決定しました。

ついては，新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第９項及び第31条の６第１項に基づき，別紙のとおり，イベント等の開催制限及び施設の使用制限等への協力を要請します。

あわせて，「まん延防止等重点措置の実施期間の再延長に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中対策」に基づき，引き続き感染拡大防止対策を徹底していただきますよう，よろしくお願いします。

また，上記の内容について，構成員の皆様に周知してください。

担当　適正処理グループ

電話　082-513-2963（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

（担当者　桑原）